

志摩市議会基本条例（案）に関する意見募集について

－ 募 集 要 項 －

- 【目 的】 志摩市議会及び議員の活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本事項を定めることにより、市民の信託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的として、「志摩市議会基本条例」を制定しようとするものです。
- 【実施主体】 志摩市議会
- 【募集期間】 令和5年4月3日（月）～ 令和5年5月10日（水）【38日間】
- 【募集対象】
- （1）市内に住所を有する人
 - （2）市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
 - （3）市内に存する事務所または事業所に勤務する人
 - （4）市内の学校に在学する人
 - （5）その他条例に利害関係を有する人
- 【閲覧方法】
- （1）市ホームページに掲載
 - （2）市役所1階ロビー 情報コーナーでの閲覧
 - （3）議会事務局（市役所6階）の窓口での閲覧
 - （4）各支所の窓口での閲覧
- ※ ただし、市役所閉庁日は閲覧できません。
- 【提出方法】
- （1）議会事務局（市役所6階）へ持参
 - （2）各支所へ持参
 - （3）郵送
 - （4）ファクシミリ
 - （5）電子メール
- ※ 所定の様式（意見書）を使用してご提出ください。（住所、氏名、連絡先および募集対象者であることを示していただく必要があります）
- 【結果の公表】 提出された意見は、次に掲げる事項を市ホームページにて公表します。（個人情報を除く）
- （1）意見の概要
 - （2）意見に対する議会の考え方
 - （3）条例（案）を修正した場合は、修正した内容

【問い合わせ先】

志摩市 議会事務局 議事課

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方3098-22

(TEL) 44-0250 (FAX) 44-5265 (E-mail) gikai@city.shima.lg.jp